

# 桶川市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(平成27年7月13日市長決裁)

## 桶川市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく桶川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、及び推進するため、桶川市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 桶川市人口ビジョン及び総合戦略の策定等に関すること。
- (2) 総合戦略の企画、推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に必要な事項に関すること。

### (推進本部の組織)

第3条 推進本部は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条に定める庁議構成員をもって構成する。

2 推進本部の本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (委員会)

第5条 第2条各号に掲げる事項について調査、検討等を行うため、推進

本部に桶川市まち・ひと・しごと創生検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 企画財政部長

(2) 秘書室副室長、企画財政部副部長、総務部副部長、環境経済部副部長、福祉部副部長、健康推進部副部長、都市整備部副部長及び教育部副部長

3 委員会の委員長は、前項第1号に掲げる職にある者をもって充て、副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

4 委員長は、委員会の会議を掌理し、会議の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び委員会の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年1月28日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。